

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成4年条例第67号)	札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則(平成5年規則第9号)
<p>第2款 廃棄物処理施設設置等評価委員会</p> <p>(廃棄物処理施設設置等評価委員会の設置) 第8条の2 市長の附属機関として、札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務) 第8条の3 委員会は、次に掲げる事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処分業の用に供する施設（産業廃棄物処理施設を除く。）、特別管理産業廃棄物処分業の用に供する施設（産業廃棄物処理施設を除く。）その他市長が必要と認める廃棄物の処理に関する施設の設置又は変更について調査審議し、及び意見を述べること。 (2) 法第8条の2第3項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は法第15条の2第3項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき行われた市長の諮問について調査審議し、及び意見を述べること。 (3) 産業廃棄物の処理に関する指導計画その他の産業廃棄物に係る計画について調査審議し、及び意見を述べること。 <p>(組織) 第8条の4 委員会は、委員15人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験を有する者 (2) 産業廃棄物関係団体の代表者 (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 <p>3 特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、第1項の委員のほかに、委員会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>4 委員会は、前条第2号に掲げる事項について調査審議するため、生活環境保全専門家部会を置く。</p> <p>5 前条第2号に掲げる事項については、前項の生活環境保全専門家部会の決定をもって委員会の決定とする。</p> <p>6 第4項に定めるもののほか、特定の事項を調査審議するため必要があると認めたときは、委員会に部会を置くことができる。</p> <p>(委員の任期等) 第8条の5 第8条の規定は、委員会について準用する。この場合において、同条第3項中「前条」とあるのは「第8条の4」と読み替えるものとする。</p> <p>【準用元】 (委員の任期等) 第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 前条及び前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第3章 廃棄物処理施設設置等評価委員会</p> <p>(委員長) 第7条の2 条例第8条の2の規定により設置する札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置き、委員の互選により選出する。</p> <p>2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(臨時委員) 第7条の3 条例第8条の4第3項に規定する臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 <p>2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項の調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。</p> <p>(会議) 第7条の4 委員会の会議は、委員長が招集する。</p> <p>2 委員長は、委員会の会議の議長となる。</p> <p>3 委員会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。</p> <p>4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(資料の提出その他の協力) 第7条の5 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(秘密の保持) 第7条の6 委員会の委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>(生活環境保全専門家部会) 第7条の7 条例第8条の4第4項に規定する生活環境保全専門家部会（以下「専門家部会」という。）は、同条第2項第1号に掲げる者である委員（以下「専門家部会委員」という。）及び委員長が指名する臨時委員（第7条の3第1項第1号に掲げる者である臨時委員に限る。）をもって組織する。</p> <p>2 専門家部会に専門家部会長を置き、専門家部会委員の互選により選出する。</p> <p>3 専門家部会長は、専門家部会を代表し、専門家部会の事務を総理する。</p> <p>4 専門家部会長に事故があるとき、又は専門家部会長が欠けたときは、あらかじめ専門家部会委員のうちから専門家部会長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 第7条の4及び第7条の5の規定は専門家部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門家部会」と、第7条の4第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「専門家部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」あるいは「専門家部会委員」と、「臨時委員」とあるのは「第7条の7第1項に規定する臨時委員」と読み替えるものとする。</p> <p>(その他の部会) 第7条の8 条例第8条の4第6項に規定する部会（以下単に「部会」という。）は、委員長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。</p> <p>2 前条第2項から第4項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門家部会長」とあるのは「部会長」と、「専門家部会委員」とあるのは「次条第1項に規定する委員（臨時委員を除く。）」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第7条の4及び第7条の5の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、第7条の4第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「第7条の8第1項に規定する委員」と、「臨時委員」とあるのは「同項に規定する臨時委員」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用) 第7条の9 第6条及び第7条の規定は、委員会について準用する。この場合において、第7条中「第3条から前条」とあるのは「第7条の2から第7条の8」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。</p> <p>【準用元】 (庶務) 第6条 審議会の庶務は、環境局において行う。 (運営事項) 第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>